

入会のご案内

2023年3月17日現在



一般社団法人電子決済等代行事業者協会

協会の概要

正式名称	一般社団法人 電子決済等代行業者協会 (英文名 : Japan Association for Financial APIs)	
所在地	東京都中央区入船2-1-1 住友入船ビル4階	
理事	瀧 俊雄 (代表) 小村 充広 マーク マクダッド 岡本 浩一郎 落合 孝文 藤武 寛之 吉本 憲文	株式会社マネーフォワード フリー株式会社 マネーツリー株式会社 弥生株式会社 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 リンクパートナーズ法律事務所
監事	小早川周司	明治大学政治経済学部 教授



2018.9.7 FISC 細溝理事長、金融庁 松尾参事官・柳瀬銀行第一課長もお招きして事務所開設のお披露目会を開催しました。

協会の概要

➤ 設立の目的等

- ✓ 金融機関の決済システムや口座情報に接続する事業者の健全な発展を目的
- ✓ 銀行法に基づく認定を意図する自主規制団体として設立

➤ 当協会の役割

- ✓ セキュリティ体制を中心とする業務運営上の自主規制、ガイドラインを制定し、その遵守を支援
- ✓ API利用契約、APIの技術的要素、社内規程等の作成に関する参考情報の提供
- ✓ AUP監査の利用なども含めた監査実施による業界の信頼性確保及び監査結果の金融機関等との連携による業務効率化の支援
- ✓ 電子決済等代行業者、金融機関及び関係当局の三者間での、公正でイノベーションを促すルールメイキング
- ✓ 電子決済等代行業の関わるサービスの普及・啓発と、関係者間の理解促進
- ✓ 国際的な金融APIエコシステムとの交流・連携

協会の主な活動（直近の例）

- 会員向け研修の実施
- 自主規制に係る活動（自主規制規則の制定、自主規制監査）
- 事業者会員（第1種・第2種）向けの業務参考資料
- 技術向上に向けた活動（参照系技術Study Group会議の実施）
- 利用者保護（利用者や金融機関からの問い合わせや苦情受付）
- 外部機関等との連携（金融庁（電代室）と協会理事との定期面談、全銀協への各種ご相談）
- 各種会議への参画（CBDC、ZEDI、FISCAPI接続チェックリスト連絡会等）

会員向け研修（実施状況・予定・計画）

- 銀行法における電子決済等代行業
- 銀行とのAPI接続契約締結時の留意点
- FISC安全対策基準
- オープンバンキングの世界的な潮流
- 電子決済等代行業者におけるシステムリスク管理態勢
- 個人情報漏洩リスクから考える漏えい時の実務対応
- 消費税のインボイス制度に関する説明会
- 個人情報保護法の改正について（個人情報保護委員会事務局および金融庁）
- 更新系サービスを巡る法的論点の近況

OpenBanking施策の各国比較 1

規制誘導に加えて、関連団体の活動もエコシステム形成に寄与

事項	EU	英国	欧州	米国	日本
規制枠組					
根拠法令	PSD2 ¹⁾ (決済サービス指令)		組合・消費税法 (CDR: 消費者データ権利を規定)	無し	銀行法
銀行口座へのアクセス義務付（登録済）		有り			無し
銀行口座へのアクセス義務付（登録済）		有り		無し	
銀行口座へのアクセス料金		無し	ユーザ		規制無し
データの所有権	ISA (欧州銀行監督機構) が規制目標標準を規定	FCA (全銀行が追加義務) が自国銀行に標準を適用 (一部変更あり)	金融機関にも規制対象を拡大するスレーピングも許容	CFPB (消費者金融保護局) が規制目標標準を制定中	法的明文化無し
関連団体					
名称	The Berlin Group (ベルリングループ)	ORIE (オープンバンキング推進機構)	Data Standard Body (データ標準団体)	FDX (金融データ交換機構)	金融庁委員会
特徴	EU域内銀行・決済会社、FinTech企業等により設立 (2018年)	9ヶ国により設立、CMA (競争・市場) が監督 (2) 団体	FinTech (Finovate) 傘下のプロダクト、競争激化、都市消費者と知識	銀行・FinTech企業、決済業者が設立 (2018年)	
活動内容	エコシステム形成促進、技術の検証標準策定 (NextGen PSD2)	エコシステム形成促進、FAP ²⁾ 採用	技術の検証標準策定、FAP採用	エコシステム形成促進、技術の検証標準策定、FAP採用	技術の検証標準策定、FAP採用 (望ましい) ³⁾
その他	STET 他社との提携も存在	ORIEの他社団体の有り方を検証中		PS-ESACの子会社	FISCの付随的データエクシズを策定

注1: 英国は2020年1月31日に離脱しているが、PSD2の国内法化を継続中
注2: 2021年1月15日に行っている
注3: 2021年1月15日に行っている

【用語集】
PSD: Payment Service Directive
CDR: Consumer Data Rights
CFPB: Consumer Financial Protection Bureau
ISA: European Banking Authority
FCA: Financial Conduct Authority
CMA: Competition and Markets Authority
STET: STET
ORIE: Open Banking Implementation Entity
FDX: Financial Data Exchange

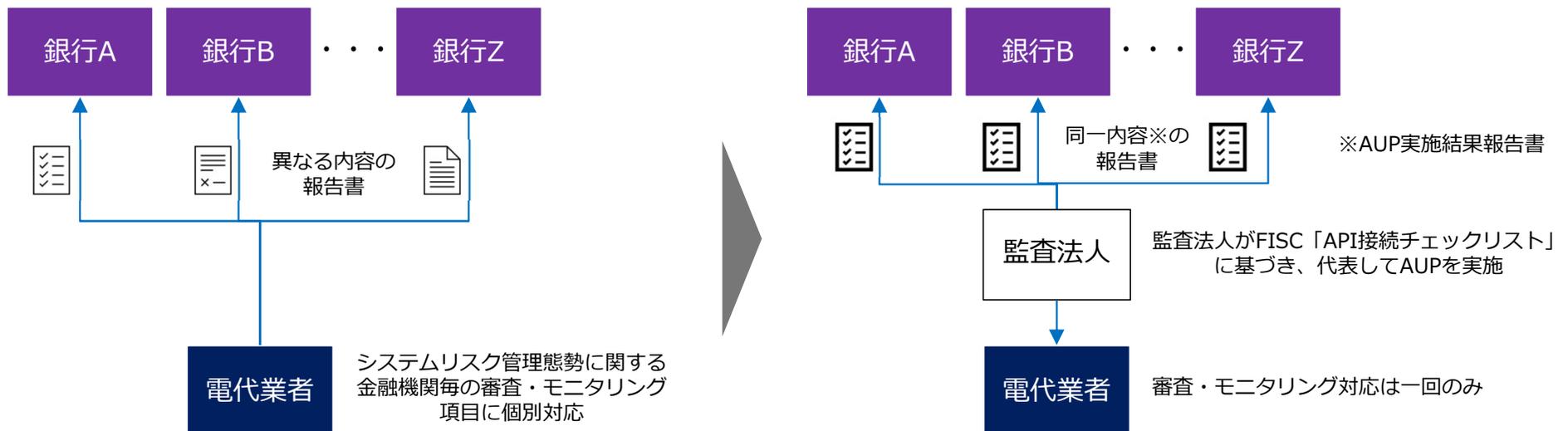
参考：オープンバンキングの研修用資料

自主規制にかかる活動

- 電子決済等代行業に関する自主規制規則の制定
 - ✓ 銀行によるモニタリング、所管官庁の登録審査・年次報告など、態勢整備状況の報告点検の枠組みは複数ある一方、根拠をFISC安全対策基準に置くことが多い。協会としての自主規制基準をどのようなものにするのがよいか協議検討し、「電子決済等代行業に関する自主規制規則」を制定した。
- 自主規制AUP監査の導入
 - ✓ 複数の銀行よりモニタリングを受ける場合、共同化による対応負荷軽減メリットを実現するための枠組みを検討し、外部監査法人による「自主規制AUP監査」を導入し、実施している。

自主規制AUP（合意された手続）の概要

- 多数の金融機関からの審査・モニタリング対応負担を軽減できます



事業者会員（第1種・第2種）向けの業務参考資料

- 金融庁登録時のチェックリスト対応ガイド
- API接続契約条文例（全銀協）の解説ガイド
- モデル規程
 - ✓ コンプライアンス
 - ✓ 外部委託管理
 - ✓ 事務リスク
 - ✓ システムリスク（主要記載事項例）
 - ✓ 個人情報保護 など

会員の種別、資格、会費等

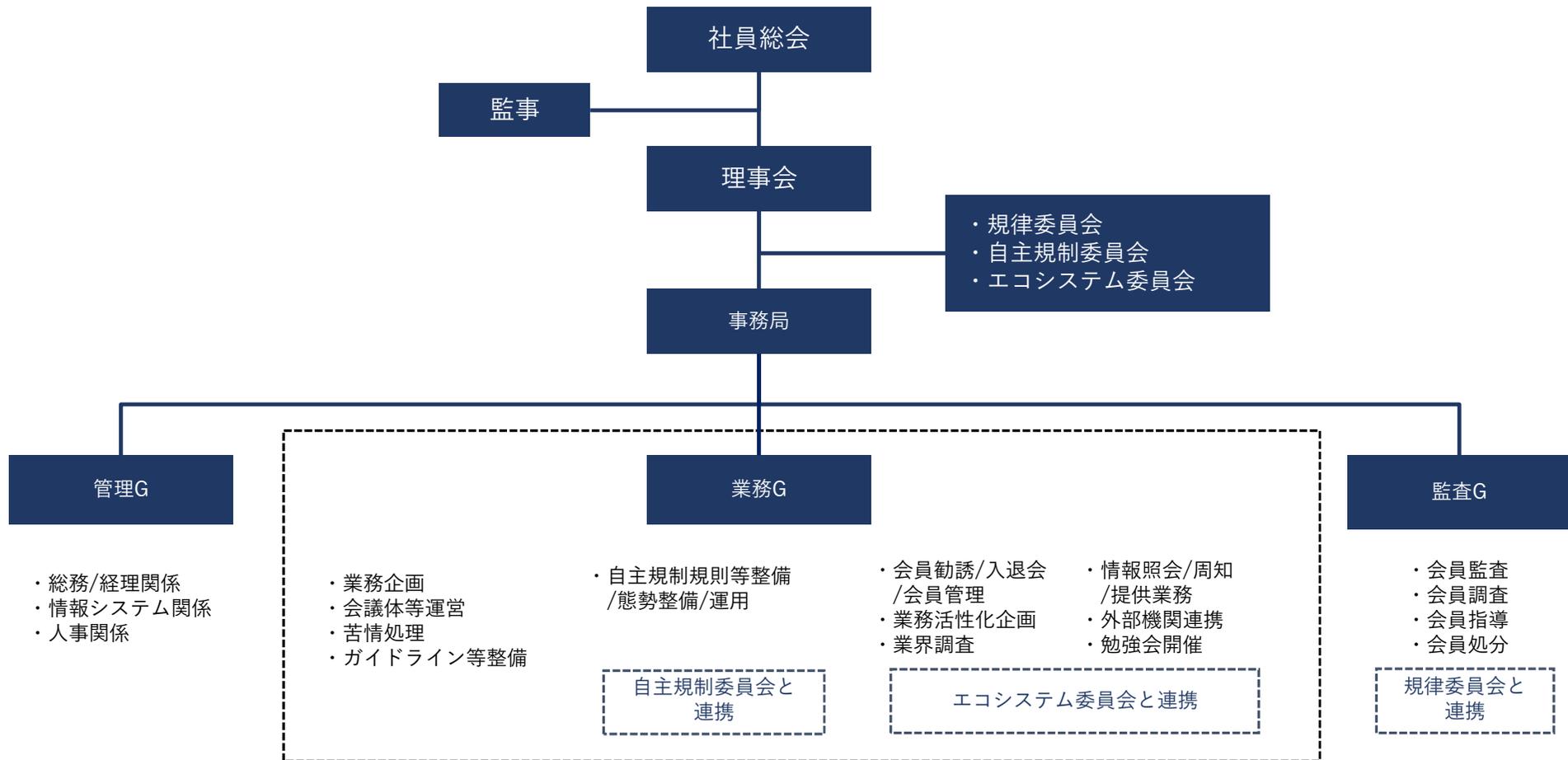
種別		要件等	社員資格 *1	年会費	入会金
第1種	API	銀行等のオープンAPI又はウェブスクレイピングを利用する電子決済等代行業の登録事業者（「みなし」を含む）	有り	200万円 *2	0円
	API非利用	上記以外の電子決済等代行業の登録事業者（「みなし」を含む）		5万円	
第2種	API	銀行等のオープンAPI又はウェブスクレイピングを利用する電子決済等代行業の登録を目指す事業者	無し	200万円 *2	
	API非利用	上記以外の業態により電子決済等代行業の登録を目指す事業者		5万円	
金融機関		銀行等の「預金等受入金融機関」		80万円	
賛助		本協会の目的に賛同し、特に財政支援を行う者		5万円/1口 （個人は1口以上、法人は10以上の業種業態に応じた口数）	
特別		官公庁、公益性を有する団体、もしくは業界団体等であって、理事会が認める者		理事会において個別決定	

*1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員

*2 資本金（含準備金）1億円未満かつ従業員数100名未満の場合は4分の1

目指す運営体制

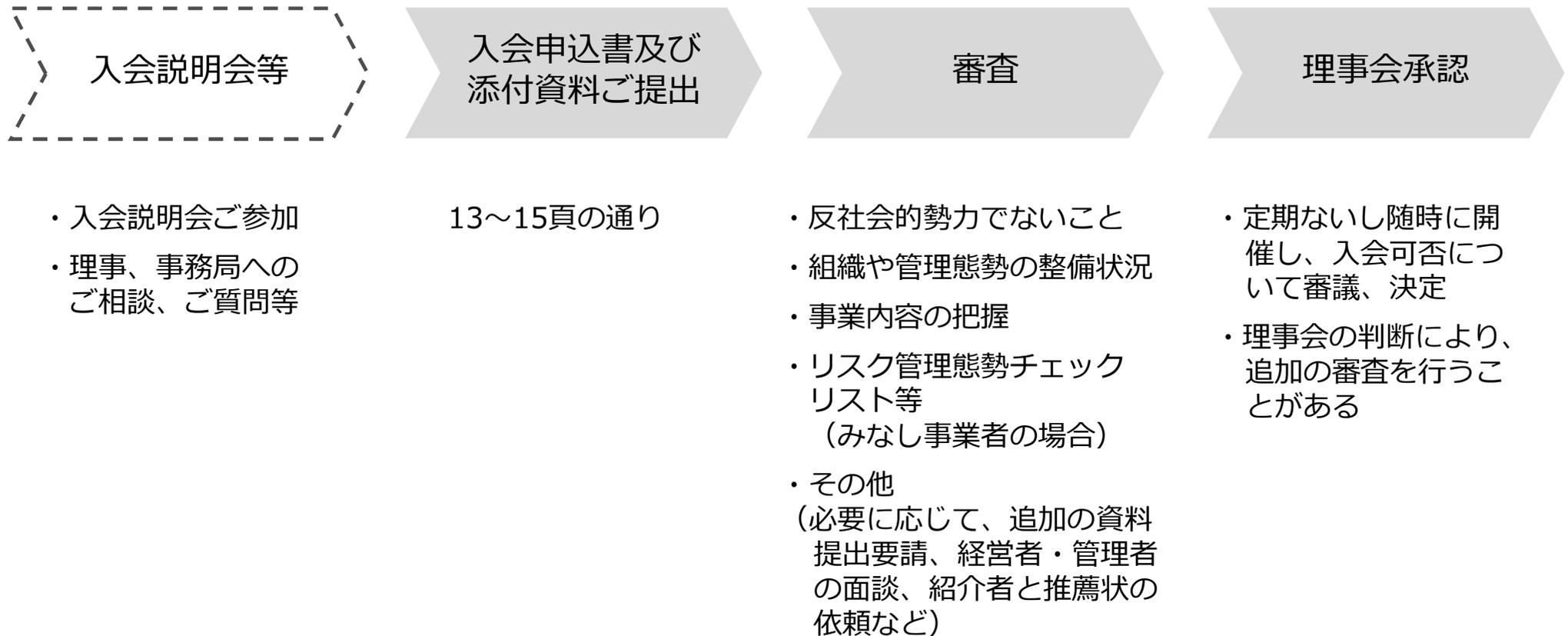
各機関の役割は次頁の通り



目指す運営体制 各機関の主な役割

<p>理事会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入会の審査と決定 ・協会規則の制定、改廃 ・法令や規則等に従った所定事項の決議 ・団体運営の基本方針等の決定 	<p>広報・ 戦略委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行法等に係る金融庁その他関係機関に対する意見提出、折衝等 ・内外の関係諸団体との連携、情報交換 ・金融A P Iの普及促進に向けた研究会の開催、情報発信等 ・会員に対する研修の実施、業務参考資料の公表 ・統計資料の公表その他、ホームページ等を通じた広報活動
<p>規律委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の処分の審議、決定 ・処分に向けた会員調査を事務局に依頼 		<p>自主規制 委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理基準をはじめとする自主規制規則の検討と付議 ・会員に対する監査、指導、自主点検のフォローアップ等、自主規制の実行策の方針・計画の策定と進捗のレビュー ・システム障害発生状況や利用者からの苦情等のレビュー <p>※ API、Pay-easy、ネットバンク決済等事業の類型に応じた自主規制を策定する。</p> <p>※ 早期にAPI型の自主規制規則の検討・運用開始を目指す が、Pay-easy・ネットバンク決済型は、当面は窓口機能が主であり、具体的な活動内容を今後検討していく。</p> <p>※ これら以外の類型にも、利用会員の増加に応じて対応していく。</p>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員会の運営等補助 ・各施策の方針、計画に従った実施および報告（監査、個別指導・支援、インシデントや自主点検等のフォローアップ） ・利用者からの苦情相談の受付、調査 ・会員に対する・当局からの照会対応（必要に応じて方針は各委員会に照会する） ・中立な立場による会員管理、会員情報管理、会費の請求と管理、決算・事業報告 <p>※ 個別会員の情報は処分等の場合を除き、事務局及び監査担当者（事務局又は外注を予定）限りとする</p>		

入会手続の流れ



入会申込みに使用いただく様式

会員種別	使用する様式	備考
第1種会員 (API/API非利用とも)	別紙1.入会申込書（第一種・第二種）会員 別紙5.実務責任者の届出書（選任・変更） 別紙14.利用者への説明等に関する届出書 別紙15.銀行等との契約締結状況の公表場所の （新規開設・変更）に関する届出書	銀行法第52条の61の8の規定に基づく利用者への説明（別紙14による届出対象）義務は、猶予なく改正銀行法施行の日から適用されることにご注意ください。
第2種会員 (API/API非利用とも)	別紙1.入会申込書（第一種・第二種）会員 別紙5.実務責任者の届出書（選任・変更）	—
金融機関会員	別紙2.入会申込書（金融機関会員） 別紙5.実務責任者の届出書（選任・変更）	—
賛助会員	別紙3.入会申込書（賛助会員） 別紙5.実務責任者の届出書（選任・変更）	—
特別会員	別紙4.入会申込書（特別会員） 別紙5.実務責任者の届出書（選任・変更）	—

入会申込書の記載事項

第1種会員・第2種会員 (API/API非利用とも)	金融機関会員	賛助会員	特別会員
<ul style="list-style-type: none"> ①氏名、商号又は名称 ②代表者(外国会社にあつては、国内における代表者)の役職、氏名及び生年月日 ③本店又は主たる事務所の所在地(外国会社にあつては、日本における主たる営業所)、電話番号 ④資本金及び資本準備金の額又は出資の額 ⑤創業又は設立年月日 ⑥電子決済等代行業の登録の有無(ない場合は予定の有無) ⑦登録年月日及び登録番号 ⑧役員数及び従業員数 ⑨電子決済等代行業の種別又はその予定及びその概要 ⑩銀行法第52条の61の8に定める利用者への説明等の内容 ⑪銀行法第52条の61の10第3項に定める公表の内容 ⑫入会申請事務担当者に関する事項 ⑬入会基準に関する規程第4条各号のいずれにも該当しないこと、法令、本協会の定款・規則等を遵守することの表明及び確約 ⑭反社会的勢力に該当しないことの確約 	<ul style="list-style-type: none"> ①商号又は名称 ②代表者の役職、氏名及び生年月日 ③本店又は主たる事務所の所在地、電話番号 ④銀行法等の一部改正する法律第10条第1項に定める電子決済等代行業者等との連携及び協働に係る方針の公表の内容 ⑤銀行法第52条の61の10第3項に定める公表の内容 ⑥銀行法第52条の61の11第1項に定める基準の内容 ⑦入会申請事務担当者に関する事項 ⑧入会基準に関する規程第4条各号のいずれにも該当しないこと、法令、本協会の定款・規則等を遵守することの表明及び確約 	<ul style="list-style-type: none"> ①氏名、商号又は名称 ②代表者(外国会社にあつては、国内における代表者)の役職、氏名及び生年月日 ③本店又は主たる事務所の所在地(外国会社にあつては、日本における主たる営業所)、電話番号 ④行っている主な事業の種類及び概要 ⑤申込口数 ⑥入会申請事務担当者に関する事項 ⑦入会基準に関する規程第4条各号のいずれにも該当しないこと、法令、本協会の定款・規則等を遵守することの表明及び確約 ⑧反社会的勢力に該当しないことの確約 	<ul style="list-style-type: none"> ①氏名、商号又は名称 ②代表者(外国会社にあつては、国内における代表者)の役職、氏名及び生年月日 ③本店又は主たる事務所の所在地(外国会社にあつては、日本における主たる営業所)、電話番号 ④主な事業の種類及び概要、設置目的、設置根拠法令 ⑤入会申請事務担当者に関する事項 ⑥入会基準に関する規程第4条各号のいずれにも該当しないこと、法令、本協会の定款・規則等を遵守することの表明及び確約 ⑦反社会的勢力に該当しないことの確約 ⑧その他本協会が求める情報及び確約

入会申込書の添付資料

第1種会員 (API/API非利用とも)	第2種会員 (API/API非利用とも)	金融機関・賛助・特別会員
<ul style="list-style-type: none"> ①定款の写し(原本証明をしたもの) ②登記事項証明書(入会申し込み日前3月以内に発行されたものに限る。) ③組織図(電子決済等代行業に関する部署がわかるもの。) ④銀行法(昭和56年法律第59号。以下「法」という。)第52条の61の4第2項に規定する登録済通知書の写し(登録済みの場合) ⑤法第52条の61の13に規定する報告書の写し(直近報告のもの) ⑥法第52条の61の3第1項に規定する「登録申請書」の写し(登録申請書の添付書類を含む) ⑦最終の貸借対照表(関連する注記を含む。)及び損益計算書(関連する注記を含む。) ⑧本店又は主たる事務所の所在地を示す地図 ⑨その他本協会が必要と認め、個別に指示した書類 	<ul style="list-style-type: none"> ①定款の写し(原本証明をしたもの) ②登記事項証明書(入会申し込み日前3月以内に発行されたものに限る。) ③最終の貸借対照表(関連する注記を含む。)及び損益計算書(関連する注記を含む。) ④本店又は主たる事務所の所在地を示す地図 ⑤電子決済等代行業への参入予定者にあつては、次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> a 組織図(電子決済等代行業に関する部署がわかるもの) b 参入を予定する電子決済等代行業の概要図 c 電子決済等代行業への参入について組織決定をしている者にあつては、当該事実を証する書面 ⑥その他本協会が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ①登記事項証明書(入会申し込み日前3月以内に発行されたものに限る。) ②その他本協会が必要と認める書類

入会申込書類の送付先

support@fapi.or.jp

- 書類は電子ファイルをメール添付のうえ上記へお送りください。
- 押印書類等もPDF化してお送りください。
- 紙の原本の送付は不要です（各社様で保管ください）

なお、下記協会のサイトにて
随時情報の更新を行って参ります。

<https://www.fapi.or.jp/>

